

改正 1-10 企業年金等

3 確定拠出年金

▼確定拠出年金

	企業型	個人型
加入者	企業型確定拠出年金を導入する企業等に勤務する <u>※60才未満</u> の者 <u>※いずれ65歳に引き上げられる予定</u> <u>(後日、実施日を決定)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金第1号被保険者(原則、保険料全額納めてい る者) ・企業年金を導入していない企業に勤務する 60才未満 の厚生年金被保険者
公務員や国民年金の第3号被保険者はいずれも加入できない		
掛金負担者	事業主が負担する <u>ただし、規約に定めた場合は、加入者も掛金</u> <u>(限度額あり)を拠出することができる</u>	加入者本人が負担する
運用	運用指図は加入者本人が行う。株式・債券・投資信託のように元本が変動するものも認められているが、一部は元本確保型でなければならない。 個人別管理資産は、転職の際に転職先の制度に移管できる	
掛金の税務	<u>事業主拠出掛金…損金算入</u> <u>加入者拠出掛金…小規模企業共済等掛金</u> <u>控除の対象</u>	全額が 小規模企業共済等掛金控除 の対象
掛金限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・他に企業年金制度がある場合 25,500円／月 ・他に企業年金制度がない場合 51,000円／月 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金の第1号被保険者 国民年金基金の掛金と合わせ 68,000円／月 ・60才未満の厚生年金被保険者 23,000円／月
給付	原則、60才になるまで任意に個人別管理資産を引き出すことはできない。60才以降に年金あるいは一時金で受給する。年金を受給した場合、 公的年金等控除が適用される雑所得 となる	

_____部分が改正点です。

<根拠法令>

「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を
 改正する法律」
 (平成23年8月4日成立)